

段の階段のうちの一段だけをのぼった、このよう
な考え方を持っております。」と言っておる。千
段の階段を一段のぼってひっくり返って落ちてし
まったというのが、現在の警察庁の現状じゃない
かと私は思います。そういうことであるならば、
いま一度、どの点についての見直しを願ったのか
という点について、明確な反省に基づいた御答弁
がなければ、国民は納得しないだろうと私は思う
のです。実績があまりありませんでした、やめますと
いうだけでは、納得をしないと思う。三十八億円
という金は大金です。それは国民がその金を使っ
た。鋭意新しい方法を開発中だと言われたその警
察庁が、その翌々年この制度を廃止させられた。
そしていまのお話では、診断をおやりになるお医
者さんの診断時間が非常に短かったというふうな
こと、そんなことがわかりましたというふうな
ことでは、これは非常にきついことばを使いま
すけれども、言うてみればはなはだ見通しの悪さ
をみずから暴露した、あるいはそのような問題に
ついて深刻にお考えにならなかったと言われても、
私はしかたがないと思う。まず警察庁としては、
明確に申し上げて、私は一つの失態だと思われ
ども、こういうふうな、ある意味においては人騒
がせなことをして失態だと思われども、この点
についての責任、それは結局見通しの誤りとい
うことと責任とが私は結びつくと思うが、明確にお
答えをいただきたい。この見直しを間違えたのか
どの点で間違えたのか。もう一度申し上げますけ
れども、実績があらなかったからやめまします
というふうな、結果に基づいた、その結果の上に乗っ
かったような御答弁というのは、私はいたした
くない。

○西川説明員 成果が全然あらなかったわけでは
ないということ、ひとつ申し上げておきます。
この制度をやった結果、前回の委員会でも申し上
げましたが、四十五名の者が排除をされておると
いうことで、全然効果がなかったということでは
ございません。しかしながら、この制度実施後の

それだけの数というものの、それからそのために
多数の受験者あるいは更新者が時間と診断料を負
担をしておるということを考えますと、この程
度の数では両方比較した場合に、この制度を続け
るというよりはむしろ多くの人たちに負担を
かける結果になるということに気がついて、でき
るだけ早く結果がわかれば廃止をすべきだろうと
いうことでございます。

そこで、問題は見通しの誤りの問題でございま
すが、これは先生から先ほどお話がありましたと
おり、これで完全無欠だという制度で発足をした
わけではございませんで、主としててんかんでご
さいましたけれども、当時の相次ぐ死傷事故にか
んがみで警察も何とかすべきではないかという声
に励まされて、完全ではないけれども、考えてみ
ると、その時点においてとて得る策としてはこの
制度がい策ではないかということとつたわけ
でございます。しかし、やはり医療問題というこ
とで、専門的な知識のない医療問題でありまし
ただけに、その辺について私どもの判断が当時少
甘かったというところは、率直に言えるのではない
かというふうに考えております。そこで、私ども
としてはこれをやめましますけれども、事の重要性に
かんがみで、さらに自分たちの力で専門家の御協
力を得て、今後できる範囲内のことをやっていく
というところで処置をしていきたい、こういうふう
に考えておるわけでございます。結局問題の中
心は、医療問題といえます。そういう問題につ
いてのしろうとである私どもの判断が甘かったと
いうことになるのではないかと、かように考えてお
ります。

○中谷委員 実効が全くなかったのではないなど
というふうなことを、御答弁の中で述べておられ
るわけですが、この制度発足時に盛んに警察庁が
PRをされたレポート、たとえば運転免許試験の課員
が執筆をした「運転不適格者の排除についての一
考察」(警察公論所収)、さらにまた、最も警察庁の
一般向けの広報雑誌の「警察の窓」などにはどうい
うように書いていますか。科学警察研究所の特別

研究員の調査によると、調べてみた入院患者一万
二千三百十一人のうちに免許取得者が三百五人い
たという記載があります。一体いまおっしゃた
ような実効などというものは、実効などというこ
とでぬけぬけと御答弁になれるような実績なの
かどうか。では、国民にそういうふうなお金を使
わすという前提に立ってこの制度を発足させた
とき、一体どの程度の排除者、言うてみれば精神
病者であつて免許証を取得させてはならないとい
う者の数が、どの程度出てくるだろうかという見
通しをお持ちになつていたのか。その見通しと現実
にあがつてきたところの実績というものは、文字
どおり天と地の差であつて、実効などというふう
なことばで御答弁するべき数字ではないと私は思
うのです。重ねて申し上げますけれども、医療に
ついて経験、知識のないしろうとである警察庁が
このような問題に取り組んだところに見通しの甘
さがあつたと言つても、甘いということばを
お使いになるなら、甘いも甘いも大甘かつたと思
う。しかもこの委員会においては、そのような制
度については非常な疑義を提起しておつたとい
うことを、私は重ねて申し上げたいと思う。そう
いうふうな疑義の提起にもかかわらず、あなたのほ
うは強行された。しかも、当時精神病理学会等に
おいても、このような制度は不可能だという声
があつておつた。耳をかさなかつたのは警察庁な
んだ。見通しが甘かつたというふうなことだけで、
私は反省のことばとしては受け取れない。独善、独
断、偏狭といふふうなことを、あんまりとにかく
反省をされないというなら私は申し上げざるを得
ないと思うけれども、もう一度、見通しの間違い、
一体こういうふうな人騒がせなことをやって廃止
をしたというこの経過についての反省、警察庁
としてどのように考えておるか、この点について
お答えをいただきたい。

○西川説明員 この制度を実施します際に、もち
ろん事は医療の問題でございますから、私どもと
いたしましては、専門家の意見もお聞きをいたし
まして、この制度は、一部専門家のお話では、

いいという御意見もちらうだいをした事実はござ
います。しかしながら、その後の実績を検討して
みますと、先ほど来申し上げたように、効果とそ
れからそれに伴う欠点を比較考量した場合に、
これは非常に問題があるということ、それでは
やはり早くこういうことはやめることが適切であ
るということ、十分反省をし、その責任も十分
痛感をして、一日も早くという意味合いもあつて、
制度発足後わずか十一月でございまして、も
ちろん当初から日本神経学会がこれに対して疑義
を唱えておつたことは、よく承知をいたしてお
ります。そういう実情でございます。

○中谷委員 警察庁に対しては、もつと掘り
下げた診断書問題に限って本日はお尋ねをする予
定ですから、掘り下げた質問はあとでいたします。
大臣がお見えになつておられますので、次のよ
うなことをお尋ねをいたしたいと思つていま
す。現在、刑法の全面改正作業が進んでおります。
そこで、従来刑法一部改正、すなわち本案二百十
一条の審議にあたりましては、刑法の全面改正を
待つてという論議があつたことは、すでに御承知
のとおりであります。その点をお尋ねするわけ
はございません。要するに、刑法の全面改正の作
業が現在進んでいる。そうすると、たとえば、世
間では緊急に産業スパイ罪を設けるべきではな
いだろうか、あるいはまたいろいろな立場から刑法
に緊急に新しい条文を加えるべきではなからうか
などという論議があるわけですが、要するに大臣
のお考えあるいは御方針としては、刑法全面改正
の作業に先立って刑法の一部改正を提案するの
は、この業務上過失致死傷に関する刑法二百十一
条に限る、限定する、その余の諸改正等について
は刑法全面改正を待つて、その際に論議すべきも
のかどうか、この点をお尋ねいたします。

○赤間国務大臣 お答えを申し上げますが、私は
近來の交通混乱と申しますか、交通事故の異常な
発生というふうなこの現状に堪がみまして、刑

法第二百一十一条の改正は非常に緊急を要する問題である、こういうふうに考えまして、刑法全面の改正と切り離して、できるだけこれをすみやかにやるのが人命尊重、また事故をできるだけ少なくすることに役立つ、こういう考えから、緊急にやるというところで切り離して本案を提出してあるのでございます。普通の犯罪——普通の犯罪といふてもあれですが、とにかく一年にたいへんな死傷が起る、この異常な交通事故をできるだけすみやかに減少していくというためには、これは非常に急ぐ問題である。それで切り離して提出をして、皆さま方に御審議を賜わりたい、こういう考えでありますので、御了承いただきたいと思ひます。

○中谷委員 刑法の一部改正というところで刑法第二百一十一条を提案され、その理由については、承服はいたしません、何回か承りました。私がお尋ねをしておるのは、そうすると、その余の問題についていろいろ、たとえば先ほど私が引例をいたしました産業スパイ罪というふうな問題がございまして、そのようなものについては、刑法全面改正の作業を待つというふうにお伺ひしてよろしいかどうか、この点です。

○赤間閣務大臣 産業スパイというふうな問題も、私はできるだけ早くやりたいという考えは持つております。大体刑法上の問題がいろいろあると思ひますが、やはり緊急の必要度によつて処理をしていくということが適当だ、そういう根本的な考えを私は持つておるのでございます。私の一番頭にありますことは、何といつても六十数万人が人あるいは一万余千人の死者が出るなんというところは、実にたいへんな悲劇である。これは政府全力をあげてやらねばならぬ。この主管ということでなく、われわれ法務省としても、これの一端をにのうてこれを少なくするということが非常に大事なことであると考えて、これを刑法全体の方の御協議と御可決を願ひたい、そういう考えでございまして。

○中谷委員 重ねてお尋ねいたします。刑法の第二百一十一条を刑法の全面改正と切離して提案をしたことについては、非常な問題点が提起をされていくわけですが、すでに、その点についてはわれわれ論議をいたしました。さらに、今国会においても論議をいたします。ただ、法務大臣の御方針を承りたいと申しますのは、刑法全面改正の作業を待つて、二百一十一条の關係以外については、その際に新しい法を設けるというのを考えておられるのか、それとも現在、刑法の全面改正の作業を待たずに、新しい罪、罪名、法文、そのようなものを提案されるというふうなことをお考えになつておる向きはあるのかという点をお尋ねいたします。

○赤間閣務大臣 いま考えておりますのは刑法以外にはありませんが、根本的な考えからいいますと、他の案件につきましても、緊急の必要があると思へたものににつきましては、そのつど検討していくという方針をとつていきたいと思ひます。

○中谷委員 そうすると、刑法全面改正という、決してオーバーな言い方ではないに、一つの国家的な仕事だと私は思ふのです。そういう仕事をしておいて、そういう全面改正の作業は全面改正の作業として進んでいく。そしてそのつどそのつど刑法の一部改正を出していくというふうなことは、全面改正というものをどのよう位置づけるかという問題が、私は出てくるだろうと思ひます。そうだとすると、一体現在お考えになつていられる緊急なものというのは、どんなものがあるのか。これは、そうなつてまいります、刑法全面改正との關係において、二百一十一条の問題などもあらためて論議しなかならぬと思ひます。お考えになつていられるものの中で、一体どういふものがあるのですか。

○赤間閣務大臣 現在考えておりますのは、継続審議になつておる刑法一部改正に関する案、それだけでございまして。そのほかに考えておる問題はありません。しかしながら、これに準ずるような、また緊急にして重要なもので、速急にやらねばならぬような問題が将来発生をしたならば、あなたが刑法全体の中に入れてもやるのが適当だと認めたときは、取りはずしてやる。現在はありません。ただ刑法一部改正案しかありませんが、御承知のように、何ぶん刑法全体のもの、幾ら急ぎましても、われわれ速急にやりたいと思つて急ぎますけれども、やはり相当の日数がかかりますので、そういうことを考慮して、私は、方針としては、いま言いましたように、緊急すみやかにやるべきことが起こつてくれば、それを取り出してやるというところは適当だ。いまはありませんけれども、将来はそういうこともあり得ることをあわせて申し上げます。

○中谷委員 緊急、重要ということが大臣の御答弁の中から出てきたわけですが、そうすると、たとえば刑法第二百一十一条というのは、従来の保護法益について刑を引き上げるという、そのような改正案だということは、これは言わずもがななことです。それがいいかどうかは別として、そういうことなんです。そうすると、緊急、重要という中には、従来の刑法の条文等についてさらに刑を重くしなかならないというふうな問題について一部改正でいく、その余の新しい条文等については全面改正を待つ、こういう考え方だとお伺ひしてよろしいか。

○赤間閣務大臣 私は、この交通事故というものは、一つの大きな特色のある事件だ、人命を救うという考えを持つております。これを少なくするということは、目下の一番大きな問題だと私は思ふ。しかも一年、に六十数万人の人間が死傷するなんというところは、考えられぬほどの大事件だと私は考えておる。そしてこれがまたますます地方までもいつて、事故は減らなくて、あるいはふえはせぬかというふうな考え方もある。われわれとしては、あらゆる方面から、あらゆる部面から事故を減少していくことがもう非常に大事なことだと考えておりますので、それをわれわれとしましては法務省の立場から行なうために、この二百一十一条を改正して、今日の事故をできる

だけ少なくすることに役立たせよう、こういうふうな特殊の考え方を持つておる。ただ刑を三年を五年にするということも、要するにもとは事故を少なくすることのために、私はこれを取り立ててやつていくわけで、一般のその他の犯罪でも、ただ罪を重くするとか軽くするために別に取り立てるというふうな意味とは違つてゐる。これは一種独特の重要な問題であるから、これを取り立ててすみやかにひとつお願いを申し上げて、法案が通過するようにという、そういう考え方を持つております。御了承願ひたいと思ひます。

○中谷委員 念のために、では聞いておきます。たとえば、私先ほど産業スパイ罪というふうなものを一つの設例として引用をいたしました、たとえ一部でささやかれてゐるような国家機密あるいは秘密等に関する法文を刑法の中に入れるべきだなどというふうな考え方を言うてゐる人がおられるけれども、こういうふうなものは、少なくとも大臣の方針の中には全然ない、まさに緊急、重要というふうなものには、私は要件としても当たらないと思ひけれども、そういうふうにお伺ひしておきましてよろしいかどうか。

○赤間閣務大臣 産業スパイというふうな問題につきましても、私は目下いろいろな面から意見を聞いて研究はいたしておりますが、刑法の一部改正をするとか、別にすると、そういうふうな考え方は、現在のところまだ持つておりません。まあ研究中の問題であるというふうに御了承願ひたいと思ひます。

○中谷委員 そうすると、たとえば、あとの設例として申し上げた国家機密に関するようなものについて、公務員法であるとか自衛隊法だとかそういうふうなものを別にして、とにかくそのような法律というものは、法案というものの、法文というものを考えてはいけないうふうにお答えいたしたのかどうか。その点はいかがですか。

○赤間閣務大臣 現在研究中でございまして、どこに入れるとかどうするとか具体的な考えは現在持つておりませんが、研究はいたしております。

○中谷委員 研究は、いつごろから、どこで、どのような形でなわれておりますか、研究の案はどのようなものなのか、お答えいただきたい。

○赤間国務大臣 研究の方法その他につきましては、具体的にそういうことを申し上げるつもりで、私は、大臣としてはまだ研究は進んでおりません。具体的に、どういうふうな研究をしてどうということはお答えできません。ただ、こういう問題は非常に重大な問題である。とにかく、十分ひとつ研究をして、国家の利益というものを擁護することについては、十分これは勉強したいと考えて、あるいは現在の国家公務員法なんかもありますし、いろいろな法律もあります。まずこういうものの趣行が、はたして都合よく法律のうとおりできているかどうかというふうなことも、私は研究をいたしております。あるいはそういうもので不足であるのかどうかというふうなことも研究をしたいと考えております。具体的な問題につきましては、ここに申し上げるほどの材料は持っておりません。ただ、非常に重大で、これを研究の対象にするという考えは、もうどうの昔から持っておるので、御了承願いたいと思います。

○中谷委員 研究の対象にされたのはいつからか。そして研究はどのような形でなわれているのか。法務省でということならば、一体それはどこでどのような形でなわれているのかなどについて、お答えをいただきたいと思ひます。

○赤間国務大臣 刑事局長からお答えをいただきます。

○川井政府委員 いまこつ然と法務省におきましていわれる国家機密の保護についての法案の検討をしていられるような事実はございません。ただ、刑法の全面改正に関連いたしまして、その一環といたしまして、御承知のように刑法改正準備草案というものができまして、その準備草案を参考案といたしまして、ただいま法制審議会でも全面改正が行なわれておるわけでございます。その法制審議会において行なわれておりますその審議の

素材になつております準備草案の中に、これも御承知のことだと思ひますけれども、いわゆる防衛、それから外交に関する秘密というものは、独立国家の存在する以上これを保護する必要があるのではないかとというふうなことで、その二つの秘密についてこれを保護するという規定ができております。その規定につきまして、先般刑法改正の法制審議会の特別法部会で審議が行なわれまして、議論が分かれまして、置くべきだという議論と、削除して特別法にゆだねたほうがいい、こういう意見と、特別法にも置かないほうがいい、こういう意見と、三つの意見に分かれまして、今日まだその参考案につきましても法制審議会の刑事特別法部会としては結論を得ていない、こういう状況に相なっておりますので、法務省といたしましては、いづれ法制審議会がどういうふうな形の案を答申するかわかりませんが、出た案につきましても、さらに法務省としての立場を検討いたしまして態度をきめることにならうか、こういうことでございます。

○中谷委員 この質問はじや一点だけにしておきますが、要するに、局長にお尋ねしますが、全面改正の作業の中でこの問題は処理するのであつて、いやくも全面改正の作業を離れてこのやうな問題、いま私が指摘した設例の問題について、一部改正などというかつこうで持ち出してくるなどということはないと明確にお答えをいただきたいと思ひます。

○川井政府委員 現在のところは、そういうふうなことを考えておりません。

○中谷委員 大臣にお尋ねいたしますが、そうすると、刑法二百一十一條について現在一部改正が出てきた。そうすると、いま私が申し上げたやうな設例のものについても、刑法全面改正と切り離して出てくる、言うてみれば、ぼつりぼつりと出てくるということも、あり得るわけでございますか。

○赤間国務大臣 御質問のような要旨につきましては、まだ何ともお答えを申し上げる時期に達して

ていない。現在のところではぼつりぼつりとやるやうな考えは全然持っておりませんが、将来どういふふうになるかということ、ここではつきり申し上げるわけにはまいらない。

○中谷委員 大臣に、ではいま一点だけお尋ねをしておきたいと思ひます。それで、大臣に対する本日の私のお尋ねはあと一点だけなんです。要するに、刑法二百一十一條を改正して、禁錮刑を引き上げる、このことについて、交通事故防止、人命尊重という二つの柱をお立てになつた。だから、もう何べんもその点について答弁の中で言つていただくのほけつこうなんです。一点だけお尋ねいたします。そういう刑を引き上げることが交通事故防止に役立つなどという実証はあるのかというところは、当委員会においても何べんかお尋ねをしたことなんです。単なる威嚇ではないか、もつと交通事故防止のためにしなければならぬこととがあるのじやないかという問題がありました。刑の感銘力というふうなことは盛んに会議録に出てまいりますのは、御承知のとおりであります。一体大臣として、先ほどの診断書の例のごとく、刑法の改正をして禁錮三年を引き上げた、一体そのことが、見通しとして、交通事故防止に有効であつた、少なくとも実証的に有効であつたということが、御答弁いただけるかどうか、この点はいかがでございますか。

○赤間国務大臣 私は、この刑法の刑を引き上げることが事故防止を少なくすることに役に立つかどうかという御質問のように考えておりますが、政府としては、あらゆる点から事故を少なくする、これはもう内閣が全力をあげて、あらゆる面から事故を少なくするという方針をとつておることは、御承知のとおりでございます。こういう重要な問題につきましては、私は、あらゆる面からやほりこの事故を少なくするという方針をとることが有効適切である、こういうふうな考え方を持っております。たとえば、われわれとして、刑法が、乱暴な操作、運転によりまして人を殺傷した、粗暴な暴行、それがわずかに三年

以下に禁錮というやうなことも、非常に粗暴、乱暴な運転によつて、ほんとうに金銭にかえられない人間の命というものが死傷を來したやうなときに、三年ではなくてこれを五年に引き上げるということは、やはり事故を少なくすることの少なくとも一助にはなる、こういうふうな考えで、この一部改正の法律を出しておるのであります。それで、抽象的にただ刑を上げれば事故が減るといふやうな、そう簡単には考えておりませんが、この交通事故の現状から見ると、すべての面から、すべての力によつてこれを少なくするということには、刑のほうも、どんな粗暴なことをやつても三年以下にきまつていふよりも、五年以下にするというこのほうが私は役立つという考えで、結論としましては、刑を上げることがやはり一種の犯罪、事故を少なくすることに役立つと考えることが適當だ、かように考えております。御了承願ひます。

○中谷委員 問題を二つ御答弁をいただきました。一つは私の質問に対するお答えと、いま一つは総合的な施策というお話でございました。そこで、さてそういうことであるならば、本日私が通告をいたしておきましたいふゆる診断書廃止問題に関して、精神病者に免許を取得させるべきではない、別のことばで言うならば、氣違ひに刃物を持たすべきでないという問題についてお尋ねをいたします。

まず、警察庁の先ほど引用いたしました四十年四月六日以来の答弁は、不適格者を簡単に確実に発見できる方法を鋭意研究開発をいたしておるといふのが、警察庁の答弁なんです。同時に、そのことは裁判所の立場でもあり、法務省の方針でもあり、あるいはまた警察庁は免許については特に第一次的な責任をお持ちにならなければならぬんだから、その点についての責任をお持ちいただかなければならぬと思つております。

大臣にお尋ねをいたしますが、禁錮三年を五年にあげるということは、まあ言うてみれば三という数字を五と変えればいいわけですね。お金

は一銭も要りません。間違いに刃物を持たせない、そんな人間が検察庁へ送られてきたならば、確実にそれを把握するための予算を、一体検察庁ではどの程度計上されているのでしょうか。先ほど大臣がお見えになる前に申し上げましたけれども、診断書制度によつて国民は三十八億円というお金をむだ使いさせられたわけです。そうして一年足らずでこれが廃止になった。一体そういうふうな間違いに刃物を持たせない、精神病者の運転免許を持つてゐる者をチェックするということについての対策として、法務省としてはどの程度検察庁にそのような予算をお組みになつておられるか。また、どのような配置になつておられるか。その点について、まず予算の面からどの程度そんな予算があるのかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。三総合樹立というところをおっしゃったんだから、三という数字を五と変えるだけという安易な交通事故防止対策ではないのかというのを刑法一部改正についてわれわれは疑問に思うので、お尋ねをいたしたいと思います。

○赤間国務大臣 この間違いに刃物を持たせるといふことは、お説のように一番あぶないことで、これはわれわれとしては全力をあげてそういうことのないようにせねばならぬと考えております。法務省としても、ひとつその点には全力を尽くして、精神のおかしな人が運転するということがないように、予算としましては大体検察費のほうで十億ぐらいの金がありますので、その中からそれに必要な金を出したいと考えておるのでございます。これは金を出してもなかなか頭のおかしいのを見つけないのは骨が折れるということとは、事実であるかと思ひます。それからいって、お説のように間違いに刃物は一番あぶないわけですが、苦心惨たんして効果のあるような方角に全力を尽くしていく。予算としては、大体十億ぐらいのうちからこの費用に充てていきたい。なおまた、その発見方法、取り締まり方法については、さらに十分創意くふうをやる必要があるんじゃないか。ただ普通の考えでは、頭のおかしい人間と

いうような者は、金が幾ら多くてもなかなか金だけではできません。よほどのくふう努力によつて頭の狂つた人間が運転をせぬように注意をしていくということを考えておられます。なかなか重要な問題で、簡単にどうすればいいかということができるということも、いま私はつきりとういうことと防止に努力する、こういうお答えをひとつ申し上げたいと思ひます。

○中谷委員 では、まず刑事局長にお答えをいたしたいと思ひます。今度は、詳細な刑法の一部を改正する法律案についての資料をいただきまして、先ほど私のほうから申し上げたように、国民千人のうちの精神病者の数というものは、すでにとうとう委員会において何べんも論議をされました。そうすると、それは直ちにイコールでは結びつかないけれども、免許証取得者の中にも相当数の精神病患者がおるといふこと、これは結びつく可能性が非常に強いわけなんです。そこで一体大臣は創意くふうをこらしてやりますというふうにおっしゃつたけれども、間違いに刃物を持つてゐるような精神病者の運転免許取得者というものを、昨年検察庁はどれだけ発見されましたか。検察庁独自の調査でどれだけ発見されましたか。おそらくそんな調査はないと思うのです。まず、そういうような調査があるのかないのか、お答えをいたしたいと思います。

○川井政府委員 確かに大きな問題でございますので、警察庁ともいろいろ協力いたしまして、最も正確な実効のある発見方策を考えることに努力中でございますけれども、なかなか適確な方策を発見することが困難である実情でございます。しかしながら、検察庁におきましては、交通事故に限らず、すべての犯罪を犯した者に対して、精神障害の有無、その程度というところが、御承知のように刑罰法を適用する上について最も重要な、欠くことのできない前提作業に相なつておりますので、かなり前からこの点については慎重な配慮を加えております。先ほど予算の話が出ましたけれど

ども、検察活動は、予算の面では検察費という特別な項目を設けまして、最近数年間の平均が大体十億弱でございますけれども、その中で、四十二年の予算は約三億六千万が庁費という名目で認められておりますので、その三億六千万を使いまして、一年間における、検察行政費にございまして、純然たる捜査活動、検事が行なう捜査活動の庁費をまかなつておるわけでございまして、けれども、その中から必要なものをさきまして、精神障害者の発見認定方策というふうなものに利用してゐるわけでございます。たとえば東京、大阪、福岡あるいは神戸というふうな、統計上非常に事件の多いところ、しかも非常にむずかしい悪質な重大事件が多いところ、そういうところに恒常的な精神診断室を設けまして、常時専門の医師を常駐させまして、検察庁全検事が調べて非常に疑問があると思ふ者につきましては、直ちに精神診断室に回しまして専門医の診断を受けさせる。そこで直ちに異常があるということが判明した者につきましては、その異常に基づきまして適切な措置を講ずる。ところが、そこでわからないというふうな者につきましては、さらに専門の医院にそれをお願いしまして、あらためて的確な診断を受けさせるというふうな措置を講じております。

その他、そこまでの必要はありませんけれども、年間にかかりのそういうふうなものが予想されるというふうな庁が、全検察庁の約半数でございますけれども、そこでは嘱託医制度を設けまして、月給のような形におきまして専門の先生にお願いをいたしまして、必要があれば常時その先生に的確な診断を願うという方策を講じております。

その他の約半数の庁におきましては、必ずしもそういうふうなものが年間に非常にたくさん出るわけではございませんで、それは先ほど申し上げました庁費の中から、精神診断金というふうな名目の裏打ちの金を用意いたしまして、そのつど適当な専門医に診断を受けさせるというふうな措置を講じて、私どももいたしましては、いまの段階でいたしましてこの点につきましては一応遺憾のない措置を講じておる、こういうつもりでございます。

○中谷委員 お尋ねしたことは、もっと単純なことをお尋ねしたのであります。受理件数はすでに資料でいただきました。そういうふうな精神診断室を利用して調査された人の数は、一体何人ですか。そしてそれは推定される免許取得者、その免許取得者の中に含まれる精神病患者の数と比べてみれば、はなはだしく隔絶しているのではないのでしょうか。百人のうち何人かという統計が出てくるんですよ。そうでございますね。そういうところからいふと、殺人をした場合に心神耗弱の申し立てが予想されるような人間と同じようなことなので、その総合対策の樹立なんというところは、私はおかしと思ふのです。言うてみれば、交通事故の事故の心理などについては最近かなり調査が進んでおりますが、単に精神病患者のみならず、性格的不適格者の問題だつて論議をされてゐるのです。そんなことについての関心をお持ちのようなお話があるから、全力をあげて総合対策を樹立しておられるような話があるから、それなら、きわめて単純なことをお尋ねしますが、一体昨年、何人そのような調査の対象としておあげになることができたかということ、そのものずばりでお聞きしてゐるのです。

○赤間国務大臣 私さきに答弁したのが、ことはが足りないで誤解を受けておるといふ悪いので……。総合対策と言ひましたのは、各省、特に内閣のほうで、御承知のように、四十一年の十一月二十一日に、交通安全本部の決定で「交通安全施策の強化に関する当面の方針」、これが総合対策でございます。法務省はこの中のいわば一部のよう……。それはもう御承知のように、交通安全施策等の整備を徹底的にやるとか、あるいは安全運転の確保をやるとか、あるいは交通事故の確立をやるか、あるいは被害者の救済対策の強化をやるとか、そのほかにいろいろこれは国全体として

てはあらゆる面からやって、法務省がやっているのは、われわれその対策の一部に考えて、この方面からできるだけ交通災害をなくそう、こういうふうな考え方でございます。御参考までに……。

○川井政務委員 先ほど申し上げましたような方法によりましては、精神障害者を発見いたしました際におきましては、検察庁といたしましては、精神衛生法の二十五条に基づきまして、都道府県知事に對して措置入院の方策を講じているわけでございます。

そこで措置入院の数がござりますが、ちよつとさかのぼりまして、私も手元にありますのは昭和三十一年に全国検察庁で三百十六人の措置入院の制度を講じております。これを一応指数一〇〇といたしますと、昭和四十一年度では千六百六十五名の措置入院の通告を行なっておりまして、その倍数が三六九と、こういうことに相なっております。昨年度四十二年の集計がまだできておりませんけれども、四十一年度におきましては全部で千六百六十五という数字に相なっております。ただこの中で、御指摘になりました業務上過失といふような業務事件についてのものが何件あるのだ、こういうことが質問の眼目だと思ひますけれども、この点についてはまだ罪名別に収録がされておられませんので、時間をいただいでできる限りの調べをいたしたいと思ひますが、この千六百六十五件の中に若干の業務上のものが入つておる、こういうことになるかと思ひます。

○中谷委員 資料をお出しただくということだから、お出しただくしたいと思います、警察庁がこの診断書制度のときに繰り返し繰り返しPRしたことは、推定が正しいとするならば、運転免許取得者の中には二十万人の精神病患者がおると思われるといふことを言つたわけですね。そうだとすると、総合対策樹立、それを全力をあげておやりになつていふという、もちろん検察庁のお仕事の限界、機能といふものは、私はあると思う。そのことについて、私は何も無いものなだりをしていゝるわけではありませぬけれども、少なくとも氣遣

いに刃物を持たしている状態といふのは、そのまゝに放置されている。法務省のお立場においても放置されているといふざるを得ないと思ひます。これらの問題については、では資料をいただきたしたいと思ひます。

そこで、警察庁にお尋ねいたしますが、その前に厚生省に御出席をいただきましたが、厚生省のお立場から次のような点についてお答えを簡単にいたしたいと思ひます。要するに、精神障害者の現状といふものについて、簡単に答えをいたしたい。要するに、精神障害者の現状といふものについて、簡単に答えをいたしたい。要するに、精神障害者の現状といふものについて、簡単に答えをいたしたい。

○岩城説明員 精神障害者の現状につきまして、全国的な推計といふようなものになりますと、昭和三十一年に精神衛生実態調査といふものが行なわれまして、その結果がござりますので、これを申し上げたいと思ひます。そういたしますと、その当時の調査の結果、これを全国の人口に當てはめて推計いたしますと、精神障害者は百二十四万人といふ数字が出ております。これは人口千人につきましては十二・九人、約一・三%といふこととでございます。その内訳は、精神病が五十七万人、それから精神薄弱者が四十四万人、その他が十七万人といふこととでございますが、この中で精神病の五十七万人の内訳につきましてはどういふものが入つておるか申しますと、精神分裂病が二十二万、躁うつ病が二万、てんかんが十萬、それから脳溢血であるとか交通事故であるとかいふようなことで脳に損傷を受けたために起こりまう精神障害が二十一萬、その他の精神病が二萬といふようなのが、精神病の内訳でございます。また、その他を含めまして二十七萬の内訳は、アルコール中毒のような精神障害、それから精神病質それからいわゆるノイローゼといわれております

神経症の中で症状の顕著なもの、こういうようなものが含まれておるわけでござります。なお、それから現在の精神科の医師の数などでございますが、これにつきましては、四十一年の末、四十一年十二月三十一日現在の医師、齒科医師、薬剤師調査といふものによりますと、精神科を標榜する医師の数が二萬九千二百五、精神科を標榜する医師が三千二百五十人といふこととございまして、そのときの全国の医師数は十萬九千九百人、さらにそのうちの診療に従事する医師が十萬二千九百人、こういう状況でございます。

○中谷委員 厚生省のお話をお伺いして、要するに、精神科の医師の数といふものが圧倒的に少ない。そういうような中で、氣遣いに刃物を持たないといふことをどうにか対策を樹立するかと申すことは、非常にむづかしい問題だと思ひます。それけれども、緊急に措置をしていかなければならぬ問題だと思ひます。そこで、何年か同じことばを引用して恐縮ですが、四十年前にすでに簡単にしかかも確実にそういう不適格者を発見できる方法を鋭意研究開発をしていふというのが、警察庁の口上であり、PRの文句であり、そしてそれが診断書制度に結びついていった。一体鋭意研究開発をするために、どれだけの金を今日まで警察庁にお使いになりましたか。国民は三十八億圓といふお金を使わされた。一体どれだけの性格不適格者、精神的不適格者を含むその発見のための研究開発の予算をお使いになったか、これをお答えいただきたい。

○西川説明員 ただいまのお尋ねが、精神病のほうの研究開発とそれから性格的な運動不適格のほうの研究開発といふことが、この二つが一緒になつて御質問でございますが、実態調査のために各地方に出向いたりなんかしたという経費はこれに入つておりません、具体的にいへば用紙を作成したり、一定の対象者に対して謝金を払つたりといふ直接的な経費は、総計で大体百三十万円程度でございます。これは警察庁の予算の中にあるのではなくして、科学技術庁の交通科学技術研究費のほうから配賦をされておる、こういう実情でございます。

○中谷委員 よくもぬけぬけといふ感じがするわけですね、小さい、われわれが顧問をしているような中小企業でさえも、研究開発の費用には最近五百万、一千万の金を使うのはあたりまえなんですよ。そんなことでこういうふうなことをおやりになつた。私は、これが政府の交通事故防止総合対策などといふものの実態であると思ひます。だから、刑事局長さんに私はあとで何回かお聞きしますけれども、そういうふうな対策の中で刑法の改正で刑だけが引き上げられるといふことを私は申し上げておきたいと思ひます。

そこで、質問を進めます。ただ、そのような対策の一つとして、まずそういう開発予算といふものは、ひとつ今後十分に計上されるべきだといふことが一点。

第二点目としては、すでにこれも法務委員会において指摘をした点ですけれども、道交法百二条の問題についてです。要するに、道交法百二条については強制力はないといふことではあるけれども、強制力を持たすべきではなからうかといふことを考えるわけです。その一つとしては、百二条に罰則を設けるべきではなからうかといふ問題、罰則の關係から強制力を持たしていくべきではなからうかといふ問題、この点についてはいかがでございますか。警察庁、お答えいただきたいと思います。

○西川説明員 百二条につきましては、お話しのように強制力のない点がございまして、私どももこの問題については研究をいたしておるといふこととでございます。ただ、罰則につきましてどうするかという問題は、まだよく慎重に検討しないといへば、ここに該当する者が精神病患者であるといふ場合も当然出てくるわけでござりますので、そこら辺で十分今後慎重に検討していききたい、か

国民の立場からいったならば、氣遣いが刃物を持つていゝるような状態を一日も黙過することができない、いつまでに研究開発をする目標を持つていゝるか。重ねて同じことを何べんも申し上げますけれども、四十年から鋭意開発中と言つておられる。予算を聞いてみたら百五十万。お話にならぬといゝるのが私の感想です。この点についてのお答えをいたしたい。

それから、適性検査所の実態、適性検査所における適性検査を行なつていゝる実情等についても、ひとつ資料をもつてお答えをいたしたいと思ひます。

質問を留保して、本日はこの程度で終わりたいと思ひます。

○永田委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会